

第3回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成22年11月17日（水）午後7：00～9：10

場 所： 市役所本庁舎3階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 49名、オブザーバー（西方町）3名
事務局：高橋総務課長他6名

議事要旨

（1）市民会議の全体スケジュール（案）について

○ 委員長

（市民会議の全体スケジュールについての事務局説明）

- ・ 最大月2回の会議とし、平成23年9月までに素案を提出するという条件でスケジュールを組んだ。12月から23年4月一杯を目途に条例の項目に沿って論点を整理していきたい。
- ・ 5月、6月に条例骨子、それを基に素案を取りまとめていき、8月には市民説明会を開いて、そこでの意見を反映させて条例素案を提出したい。

○ 委員

- ・ このようにスケジュールを組むと、スケジュール優先というきらいが否定出来ない。
- ・ 必要に応じて、運営委員会や策定委員会等を設置するとあるが、このスケジュールにどのようにして入れていくのか。

○ 委員長

- ・ 事務局では委員公募の際の条件として、会議は月1～2回としていたので、このようなスケジュールを提案した。
- ・ これ以上に会議の場を設けるとすれば、委員から会議を開きたいという様な意見があって設けることになるのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 今回、事務局側から各回で検討する条項を提案しているが、私は自治基本条例の中に何が必要であると、どういうことを盛り込むのだということを議論して、そのうえで構成要素が決められてくるのではないかと思っていた。最初から必要なものが決められているとなると、与えられた路線を走る様な、スケジュール優先ということに思える。
- ・ 基本要素をそれぞれのグループで検討、集約、さらに層別にし、それを基に条項の骨子を作成、さらにその骨子について検討するというのが本来ではないかと思っていた。

○ 委員

- ・ このスケジュールでいくのであれば、どの段階かで骨子案が出てこないかと間に合わない。骨子案は既に出来ていて、それを各グループで検討してもらうのか。

○ 委員長

- ・ 取りまとめの立場から言って、事務局に条例骨子案を用意させてしまうと事務局主導となるから、私の方からそういった指示はしていない。
- ・ 次回以降の作業イメージとしては、例えば、今回は「目的・基本理念・基本原則」について議論してほしいという時に、その項目について、旧栃木市自治基本条例、旧大平町自治基本条例の該当箇所を参考に示したうえで、実際にこういった事を盛り込みたいという事を記入できるワークシートを事前に送付して、それを持参したうえでグループごとに議論していくイメージをもっている。
- ・ 骨子案については、これまでの例を参考に、ポイントは皆で出し合って議論していくという事をイメージしている。ただ、最終的に来年の9月までに条例素案までたどり着くために、文章化したものについては、それまでの議論をふまえて事務局でたたき台を用意してもらおうと思っている。当然、それをなるべく早い段階で、皆さんに示して、来年の5月以降になるかと思うが、一通り検討が進んだうえで、形にしていく、その都度ご検討をいただくというふうにしていければと思っている。
- ・ 項目に関する意見については、スケジュール案のような形で考えたのは、まず、ここに示されている項目は、自治基本条例の大項目としては概ね共通する内容であるということ。問題は、この中で、例えば、第2回市民とあるが、その市民に関してどういふ事を規定するのかというのが議論になるのであって、市民に関する規定が必要だという事は、比較的争いが無いのではないかと思う。逆に第2回のグループごとの議論の中で、市民に関する規定はいらなくなれば、それはそれで、最終的な骨子案を取りまとめる段階で、その項目は省くという選択肢もあっていいのではないかと思う。
- ・ いずれにしても、スケジュールに挙げられた項目そのものは、最終的に盛り込む、盛り込まない、どういう形で盛り込むかという事も含めて検討する必要があるのではないかと考えている。
- ・ それと、検討を進めていくうえで一番留意しなくてはいけないことは、検討すべき内容が多いので、目的ばかり、基本原則ばかり延々議論して、気づいたらもう来年の9月になっていたというのでは形にもなら

ない。まずは、条例として形にすることを目指すならば、多少消化不良があっても、おおまかなスケジュールを決めて、とりあえず最後まで全項目を一通り議論できるような、そういった検討の仕方をしたいと思っている。

○ 委員

- ・ 旧栃木市と旧大平町の自治基本条例をたたき台とするという事は了承されたのか、確認しておきたい。私としては、この二つをたたき台とするということでこのスケジュール案も出来ていると解釈していたが如何か。

○ 委員長

- ・ 私は、今指摘があったようなイメージで、検討の際には旧栃木市、旧大平町の条例を参考にしながら検討を進めていくというイメージである。
- ・ 特に資料として他市の自治基本条例を用意する予定はない。もちろん皆さんがこの会議に参加するにあたって、情報収集するという点は構わないが、ある程度旧栃木市なり、旧大平町のものをたたき台にして検討を進めたいと考えている。
- ・ もう一度皆さんのご意見を伺いたいが、旧栃木市、旧大平町の自治基本条例をたたき台に参考としながら、このスケジュール案にある、おおまかな項目に沿って検討を進めていくという事でよろしいか。
(拍手による賛成多数)
- ・ では、このスケジュール及び今確認した考え方に沿って検討を進めたいと思う。

(2) グループ討議 議題：なぜ自治基本条例は必要なのか、その他

(各班での自己紹介、班長、副班長の選出、続いて、各班で、まちづくりに関する課題や、なぜ自治基本条例が必要なのかというテーマで議論)

A班まとめ

○ A班班長

- ・ 「自治基本条例」という名称ではなく、「自治市民基本条例」や「市民基本条例」という名称にしたら、もっと市民になじみやすくなるのではないかという意見が多かった。
- ・ 自治基本条例をもとに、歴史を継承し、市民がそれぞれ個人で自立(自律)し、自己の責任において、環境にやさしくしていかなければならない。そのためにも自治基本条例は必要である。

- ・まちづくりの活性化のためには、地域社会の市民一人ひとりが幸せな生活を目標に努力しなければならないし、男女共同参画社会として、人権を大切にしまちづくりにしていかなければならない。
- ・人材不足の解消を図らなくてはならない。
- ・行政と議会と市民が協力してアピールするところはアピールしていかなければならないし、もっと行政を監視するなど関心を持っていかなければならない。

B班まとめ

○ B班班長

- ・農家の高齢化、地域の互助制度、子供たちの教育、子育て事情等、社会情勢が変わってきている。そういった社会問題に対してはそれぞれの分野に対する人材育成、つまり子供のうちからの教育、あるいはそういった教育を行う場所を設けるといったシステムやルール作りが必要ではないか。
- ・市民皆で栃木市を良くしようという人を増やしたい。そのためにも行政にストレートに声を届けられるようなシステムを自治基本条例に取り入れていければ良い。
- ・情報公開と情報共有については、プライバシーと情報共有の問題について、どのようにバランスを取っていくのかが問題。

C班まとめ

○ C班班長

- ・自治基本条例は、市民や市長の権利と責務を明確にすると共に、互いに責任を持った言動をとってもらうためのもの。
- ・個々人の人間性を尊重し社会を維持していくには最低限のルールが必要であり、そのルールをお互いに守りあうことで住みよい栃木市ができるのではないか。
- ・まちづくりについては、特に旧町の委員から格差の無い均衡のとれた発展を願う意見があった。
- ・まちの活性化には若者が不可欠であり、若者が働ける職場や若者自身の創業、これらをどんどん促進していく活動が必要である。
- ・古き良きものや、有形無形の民族的な文化の継承発展が必要である
- ・今後合併する西方町に配慮した政策を行ってほしい。

D班まとめ

○ D班班長

- ・ 前提として、自治基本条例は必要であるというのがD班の意見であるが、その上で、わかりやすい条例にしていきたいという意見があった。
- ・ 少子高齢化対策や、若者が住みやすいまちにできる条例にしたい。
- ・ 自治基本条例は、各地域がひとつにまとまっていくためにも有効な条例ではないのか。またはそのためのルールづくりの条例ではないのか。
- ・ 自治基本条例を制定したとしても、そのままでは存在を知らない市民や、無関心な市民が多いと思われるので、市民全員が知り、皆で協働参画するような方向に持っていくことが、この条例の基本であり、制定後も重要である。
- ・ 一方、必ずしも自治基本条例が無くとも市民憲章や議会が代わりにその役割を果たすこともできるのではないかという意見もあった。

E班まとめ

○ E班班長

- ・ E班では行政、議会、そして特に市民に自覚が必要であり、そのために自治基本条例が必要ではないかという意見が多かった。
- ・ 若者に参加してもらえるようなまちづくりのシステムが必要ではないか。
- ・ いろいろな意見が出たが、他の班で出された意見は省略する。

F班まとめ

○ F班班長

- ・ まず、市民参画の具体的な方法のために自治基本条例は必要であるという意見があった。
- ・ 自治基本条例は地方分権のためにあるという意見もあるが、自治基本条例はまちづくりのためのものである。まちづくりには自己責任が伴い、実行していくには束ねるという力が必要である。
- ・ 少子高齢化社会に対して、ただ機械的に条例を作っても効果がない。
- ・ 日本に昔からあるやさしさを反映した条例にしたい。そのためにも、家族と地域社会、これを支えるためのネットワーク作りが必要であり、それを条例にしたい。
- ・ 環境保全のためのネットワークはすでに存在し、機能している地域もある。
- ・ これだけ大きな自治体になると困難な面もあるが、情報の共有は必要である。

- ・ 少子高齢化社会において、子育て世代の意見としては将来の財政状況が不安であり、そのことも条例の中で具体的に扱ってほしい。
- ・ まとめると、自治基本条例はまちづくりのためのものであり、行政、議会、地域協議会を繋ぐもの、バックアップするもの、交通整理するものというようにまとめたい。

委員長まとめ

○ 委員長

- ・ この短い時間で、これだけ多くの意見が出るということは、皆さん高い問題意識をもって会議に臨んでいるのだと実感した。
- ・ 歴史文化の継承、環境の保全、人材の育成、少子高齢化への対応、財政問題等様々なまちづくりの課題があった。これらを解決していかなければならない。
- ・ この問題意識を解決していくためには、3つのポイントがある。
- ・ 1つめは、すぐに解決できることで、取り組めば解決できる課題なのか、あるいは、長い目で地道に取り組んでいく課題なのか。多くは、長期的な視点が必要だったり、計画的に取り組まなければいけない課題が多いのではないか。
- ・ 2つめは、ひとりで解決できる課題なのか。それとも、大勢の力が必要な課題なのか。あるいは市民だけで取り組めるのか、それとも行政を含めて老若男女問わず、皆で取り組まないと解決できないことなのか。おそらく多くは、協力し連携しあうという取り組みが必要なのだと思う。
- ・ 3つめは、それぞれに任せて自然と解決していくものか。それとも、解決していくためには、何らかのルールづくり、仕組みづくりが必要ではないのか。おそらく、何らかのルール作りが必要とされるものであり、それぞれに任せていては解決できないため、何らかの約束というものを作り上げていかなければ解決できないことが多いのではないか。
- ・ そういった視点、つまり長期的・継続的に、協力・連携しながら、一定の約束、ルールづくりの中で解決していく。そういったまちづくりの課題に対しては、やはり条例をつくっていくということが必要なのではないかと、皆さんの意見からそういう感想を持った。では、具体的に、どういったルールを決めていけば、また、どういった観点でまちづくりを考えていけば良いのかということ、まさにこれから議論していきたいと思う。

- ・ 模造紙に貼った付箋の意見については、事務局でまとめて、委員に返せるような形に取りまとめたいと思う。皆さんに挙げてもらった言葉を大切にしたいと思う。

(3) その他

会議の会場、その他について

○委員長

- ・ 前回の会議において、会議会場は各地域持ち回りということだったが、その後、事務局の方に様々な意見が寄せられた。会議の開催場所について意見を伺いたい。

○委員

- ・ 市役所正庁が各地区の中心で都合が良いと思う。平等と公平の感覚から言うと、会場は市役所正庁のほうが良いのではないかな。

○委員

- ・ 合併して同じ栃木市民となったが、自分たちの生活の利便性から他県へ編入したいという問題も起きている。同じ栃木市なのだから、都賀から藤岡までの地域を知ってもらいたいというのが私の意見である。

○委員

- ・ 例えば、A班は藤岡の会場で、B班は都賀の会場という案もあるのではないかな。

○委員

- ・ 旧栃木市で開催したからといって、必ずしも旧栃木市主導にはならないと思う。中心にあって便利だから旧栃木市の開催場所と時間は固定してやった方が良く思う。(拍手多数)

○委員長

- ・ 議論の仕方として、各班で検討してもらおうが、最終的にはその都度、各班に意見を発表してもらい全体で意見を集約して把握したい。班別に開催すると情報共有しにくくなるので、それは避けたい。
- ・ 市内各地区で昼間に会議を開催することで各地区の状況を知ることが出来るということはあるが、皆さんの意見を踏まえて、私は市役所本庁舎でやったほうが良く思う。(拍手多数)
- ・ 賛成多数ということで、夜開催する会議については、基本的には栃木市本庁舎ということで決定する。
- ・ それとは別に、各地区を委員が視察するような場を会議とは別に設けられないか検討して提案したいと思う。

- ・ 市民会議とは別に8月に入ってから行う市民説明会が各地区で開催する予定である。開催にあたっては、各地区選出の公募委員や関係者の方には中心となっていただくことを改めてお願いするかもしれない。

○委員

- ・ 基本的に市役所正庁で会議をやるのが良い。委員長が言っている別途任意参加で各地区を回って視察をやるということに対しては非常に賛成である。

○委員長

- ・ 今の発言に対して、皆さん如何か。(拍手多数)

○委員

- ・ 今回の会議の次第には「なぜ自治基本条例が必要なのか」と一行だけで案内が送付されているが、意図するところを前もって知らせる、関連する資料を前もって送る、それが会議の効率化だと思っている。
- ・ 今日、各班から出された課題であるとか、まちづくり条例の必要性についての結果を、事務局がまとめる際には、事前に委員に配布して欲しい。会議の事前に受け取って、内容を確認したいし、各班で言われた事や全体を見ていきたいので、事前に送付してもらいたい。

○委員長

- ・ 今の意見に関連し、議事録を逐語的につくるという方法もあるが、スピードを優先し、議事要旨という形でもよろしいか。大体2週間毎に会議が開催されることになるので、議事要旨を会議開催から1週間後を目途に事前送付できるようにする。
- ・ その時になるべく次回の作業イメージが湧く資料も併せて送りたいと思う。

議会基本条例について

○委員

- ・ 第1回の会議の際、議会選出の委員から、議会基本条例には議会選出の委員から自治基本条例市民会議の意見も取り入れて、自治基本条例と整合を図ってやっていきたいとの発言があった。ところが、既に議会基本条例は、案が出来上がっていて11月24日に説明会を開くらしい。自治基本条例は市の条例の根幹だと委員長が言っていたが、これでは順序が逆転している。委員長でも事務局でも、議会事務局に申し入れして欲しい。

○委員長

- ・ 議会基本条例と自治基本条例とは平行して進んでいるので調整は難し

い面があるが、最終的にはきちんと整合性を取らないといけない。お互いの意見が反映されるとようにしていきたい。

○事務局

- ・ 前回の議事要旨については、市のホームページに公表する段取りになっているので、1週間後までに修正箇所、意見等があれば、事務局に連絡をお願いしたい。その後、事務局の方でホームページにアップしたいと考えている。1回目の議事要旨は数日前に公表している。

○委員長

- ・ 11月19日には、西方町との合併について、栃木市議会の方でも議決があると思う。あらためて新栃木市のまちづくりに向けてキックオフということになるので、是非西方の方も含めて一緒に頑張って作りあげていきたいと思う。

(参考)

※今回の会議で確認された事項（事務局）

- ①この市民会議では、旧栃木市及び旧大平町の自治基本条例を参考としながら、全体スケジュールにある検討項目に沿って議論を進める。
- ②検討項目について、旧栃木市及び旧大平町の自治基本条例の該当箇所を参考に示したうえで、実際にこういった内容を盛り込みたいということを書き入ることができるワークシートを事前に送付して、それを持参したうえでグループごとに議論する。
- ③条例の骨子案については、ポイントは皆で出し合って議論し、文章化する作業については、それまでの議論を踏まえて事務局でたたき台を用意する。
- ④スケジュールに挙げた検討項目については、最終的に盛り込む、盛り込まない、どういう形で盛り込むかということも含めて議論する。
- ⑤スケジュールに沿って、一通り最後まで全項目を議論できるようにする。
- ⑥議事要旨と次回の会議資料（ワークシート等）を、会議開催から1週間後を目途に事前送付する。
- ⑦市民会議は、基本的に市役所本庁舎を会場とする。
- ⑧市民会議として、任意参加で各地区を回る視察を実施する。